



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委託（総合情報政策課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課） 1
- 建築基準法に基づく道路の指定・9件（建築指導課） 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター） 8

告 示

沖縄県告示第345号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（知事以外の県の執行機関に係るものを含む。）を委任した。

平成29年 6 月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委任した事務 次に掲げる事務に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する電子計算機及び法第2条第14項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務
 - (1) 法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め
 - (2) 法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供
- 2 受任者の名称及び所在地
 - (1) 名称 地方公共団体情報システム機構
 - (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 3 委任をした年月日 平成29年 6 月 8 日

沖縄県告示第346号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 6 月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

比屋根(5)	沖縄市比屋根四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
--------	--	---------

沖縄県告示第347号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 6 月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
牧港(1)－1	浦添市伊祖三丁目、牧港一丁目、牧港二丁目及び港川一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(1)－2	浦添市伊祖三丁目、牧港一丁目及び港川一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(1)－3	浦添市字牧港、牧港一丁目、港川一丁目及び港川二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(1)	浦添市字港川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(2)	浦添市字港川及び字城間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(2)－2	浦添市字港川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
前田	浦添市前田二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
首里大名	那覇市首里大名町2丁目並びに浦添市沢岬一丁目及び沢岬二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び中部土木事務所並びに那覇市役所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	地滑り
前田	浦添市前田二丁目、前田三丁目及び当山三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第348号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
 なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年 6 月27日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字比嘉東原6番1、8番1、8番2、9番2、10番2、98番2、99番2、105番3、106番2、107番3、128番2、129番3、130番2、179番3、180番2、181番2、182番3、183番2、204番2、205番2、206番2、281番2、285番3、286番3、287番2、288番2、289番3、290番2、293番2、294番3、295番2、296番2、298番2、299番2、300番2、304番2、306番3、423番2、10番2から107番3地先の里道、103番2から105番3地先の里道、105番3から106番2地先の里道、172番2から183番2地先の里道、179番3から180番2地先の里道、204番2から206番2地先の里道、281番2から285番3地先の里道、287番2から289番3地先の里道、295番2から304番2地先の里道及び304番2から423番2地先の里道、字仲順北瀬川原675番3、676番3、679番3、681番2、682番2及び679番3地先の里道並びに字仲順西瀬川原551番2、552番2、553番2、554番2、558番3、559番3、560番2、561番3及び561番3地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 400.25メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖繩県告示第349号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖繩県中部土木事務所において閲覧に供する。
平成29年6月27日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字比嘉東原182番3、182番4、184番、192番、193番、194番、195番及び192番から193番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 75.76メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖繩県告示第350号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖繩県中部土木事務所において閲覧に供する。
平成29年6月27日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字比嘉東原292番、293番1、296番1、297番、298番1、300番1、292番から293番1地先の里道及び293番1から296番1地先の里道並びに字仲順北瀬川原678番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 134.84メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖繩県告示第351号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖繩県中部土木事務所において閲覧に供する。
平成29年6月27日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字比嘉東原293番1、297番、300番1、293番1から297番地先の里道及び297番地先の里道、字比嘉前原575番、字仲順上原739番並びに字仲順北瀬川原676番1、678番、679番2、679番3及び678番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 214.48メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖繩県告示第352号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖繩県中部土木事務所において閲覧に供する。
平成29年6月27日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字仲順上原738番1、739番、740番、741番、771番及び738番1から739番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 35.00メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖繩県告示第353号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖繩県中部土木事務所において閲覧に供する。
平成29年6月27日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字仲順北瀬川原675番3及び675番4並びに字仲順上原738番3、738番4、740番、741番、771番及び738番3から740番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 130.19メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖繩県告示第354号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖繩県中部土木事務所において閲覧に供する。
平成29年6月27日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字仲順上原740番、741番、742番、743番1、744番及び768番並びに字仲順北瀬川原559番1、562番、559番1地先の里道及び562番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 190.37メートル

(2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年6月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字仲順上原742番及び743番2並びに字仲順北瀬川原562番及び562番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 61.72メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第356号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成29年6月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年5月18日
- 3 指定に係る道路の位置 北中城村字比嘉前原575番及び576番並びに字仲順上原738番1、738番2、739番、771番、739番地先の里道及び771番地先の里道並びに字仲順北瀬川原676番1、676番3、677番、678番及び682番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 188.13メートル
 - (2) 幅員 9.00メートル

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年6月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年2月24日
 - (2) 商号名 伊敷ガラス店
 - (3) 代表者名 伊敷寛忠
 - (4) 所在地 嘉手納町字屋良823番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第2115号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成29年2月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年3月9日
 - (2) 商号名 健伸組
 - (3) 代表者名 上原健
 - (4) 所在地 西原町字与那城267番地9

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第12964号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成29年3月9日
(2) 商号名 平良左官
(3) 代表者名 平良信幸
(4) 所在地 うるま市石川曙三丁目2番61号2F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第1424号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成29年3月10日
(2) 商号名 有限会社創和建设
(3) 代表者名 川満盛夫
(4) 所在地 読谷村字都屋45番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第10267号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成29年3月10日
(2) 商号名 有限会社照電社
(3) 代表者名 崎山幸照
(4) 所在地 糸満市西崎町三丁目201番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第9457号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月3日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年3月10日
(2) 商号名 有限会社寛和工務店
(3) 代表者名 宮城寛
(4) 所在地 沖縄市南桃原四丁目15番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第10684号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月14日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年3月10日
(2) 商号名 フクムラ重機
(3) 代表者名 譜久村公一
(4) 所在地 石垣市字名蔵403番地17
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第11079号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年3月10日
(2) 商号名 有限会社琉創建設
(3) 代表者名 玉寄實
(4) 所在地 うるま市字田場1792番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第9433号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年2月20日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年3月15日
- (2) 商号名 株式会社大新電設工業
- (3) 代表者名 池上秀一
- (4) 所在地 那覇市字仲井真400番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第3819号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年3月15日
- (2) 商号名 高原設備
- (3) 代表者名 頂進一郎
- (4) 所在地 沖縄市照屋一丁目6番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11430号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年2月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月18日 沖縄県指令土第444号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原前原2753番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原1148番地安里アパート102 玉城剛
- 5 検査済証番号 平成29年6月15日 第4381号
- 6 工事完了年月日 平成29年6月3日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年6月27日

沖縄県立総合教育センター所長 宮 里 幸 利

- 1 調達する物品等の種類 CNC複合加工機（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 工作機器類の販売及び賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (3) 購入物品に障害が発生した場合において、2日以内に技術者を派遣して対応することができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
- (3) 申請書等の受付期間 平成29年6月27日（火曜日）から同年7月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するCNC複合加工機に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年6月27日

沖縄県立総合教育センター所長 宮 里 幸 利

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 CNC複合加工機（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成30年2月28日（水曜日）

- (4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター産業技術教育棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 平成29年6月27日付け沖縄県公報定期第4555号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるCNC複合加工機の売買に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 購入物品に障害が発生した場合において、2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した体制証明書を平成29年8月4日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者
- ウ 納入しようとするCNC複合加工機の応札明細書を平成29年8月4日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該CNC複合加工機を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成29年6月27日（火曜日）から同年7月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成29年6月27日（火曜日）から同年7月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年8月21日（月曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第一会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年6月27日（火曜日）から同年7月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立総合教育センター総務班
- 10 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター総務班
- (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

13 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成29年8月18日（金曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成29年7月28日（金曜日）午後2時
 - イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第一会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Computerized Numerical Control Turn-Mill Complete Machining Centers, 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
February 28, 2018
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
2:00 p.m. July 28, 2017
- (4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. August 21, 2017
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural General Education Center Office
3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
Telephone 098-933-7555

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号